

## 「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正（案）について

### （条例改正に至る）背景

部落差別については、「部落差別の解消の推進に関する法律」や「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、関係諸機関と連携・協力しながら、相談体制の充実や教育・啓発など様々な施策を推進し、その解消に向けた取組を進めてきました。

また、必要に応じて条例改正を行い、インターネット上での部落差別への対策の強化や、事業者に対する公表制度の導入等も行ってきました。

しかし、依然として、行政機関への同和地区の問合せやインターネット上での差別投稿等の許し難い差別が発生しています。

特に、インターネット上の部落差別に関しては、短期間のうちに広範囲に拡散し、差別の助長につながることから、国等の関係機関と連携し、プラットフォーム事業者への削除要請を行っているものの、その多くは削除されていません。

### 改正の理由

部落差別の解消に向けた取組を進めてきたにもかかわらず、いまだ差別の解消に至っていない現状を踏まえ、取組をさらに進めるため、専門的な知見を持った有識者の意見を取り入れることができる体制を構築し、併せて、インターネット上の差別投稿の削除が進むよう、県がインターネット上の部落差別投稿を確認した場合に、プラットフォーム事業者への削除要請等を実施する根拠を明確にするものです。

【参考】 直近3か年度の部落差別投稿の削除率  
（県から削除要請を行ったケース）

- ・令和7（2025）年度： 24.1 %（ 671件中、162件）
- ・令和6（2024）年度： 43.2 %（ 855件中、369件）
- ・令和5（2023）年度： 55.8 %（1,043件中、582件）

### 改正案の概要

- ① 部落差別に関する学識経験者や権利侵害の専門家により構成する「部落差別解消推進委員会」（仮称）を設置

【審議事項】 ・部落差別の解消の推進に関する基本的事項

- ・身元調査・土地調査に係る差別行為を行った事業者への勧告に関する事項 等

- ② プラットフォーム事業者への削除要請や、国その他の関係機関への通報を行う規定を追加